

天竜川キャラクター「りゅっぴい」の利用に関する規定

（目的）

第1条 この規程は、別記「天竜川キャラクターりゅっぴい（以下、「りゅっぴい」という。）」のイラスト（イラストから製作した立体物を含む。以下同じ。）を利用する際に必要な事項を定め、天竜川のPRと保全等に寄与することを目的とする。

（イラストの利用に関する権利）

第2条 イラストの利用に関する一切の権利は、天竜川ブランディング推進委員会（以下「委員会」という）に属する。

（イラストの利用許諾）

第3条 イラストを利用しようとする者は、イラストの利用許諾（以下「利用許諾」という。）申請を行い、委員会委員長（以下「委員長」という。）の許諾を受けなければならない。

（利用許諾の申請方法）

第4条 利用許諾を受けようとする者は、「天竜川キャラクター「りゅっぴい」の利用許諾申請書」（別紙様式1）に関係書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の規定により申請を行った利用申請者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

（利用許諾の手続き）

第5条 委員長は、前条第1項の規定による利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、許諾を行うことができる。なお、委員長はイラストの利用方法等について、必要に応じ条件を付することができる。

2 委員長は、前項に規定する許諾を行った場合は、「天竜川キャラクター「りゅっぴい」の利用許諾書」（別紙様式2）により当該利用申請者へ通知するものとする。

3 利用の期間は、利用許諾の日から最長3年間とする。

（利用申請者の制限）

第6条 委員長は、利用申請者（申請者が法人の場合、第1号の規定においては法人の役員を含む。）が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その利用許可を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者

- (5) 中部地方整備局の指名停止措置を受けている者
- (6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (7) 天竜川のイメージを害すると認められる行為を行う者

2 委員長は、利用申請者が前項の規定に該当し、利用許可を承諾しない場合は、「天竜川キャラクター「りゅっぴい」の利用不許諾書」(別紙様式3)により利用申請者へ通知するものとする。

(利用許諾内容の変更等)

第7条 第5条の規定により利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「天竜川キャラクター「りゅっぴい」の利用許諾変更申請書」(別紙様式4)を委員長に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。

2 委員長は、前項の規定による変更申請があった場合は、第6条第1項及び第8条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての許諾を行うことができる。

3 委員長は、前項に規定する変更についての許諾を行った場合は、「天竜川キャラクター「りゅっぴい」の利用許諾変更通知書」(別紙様式5)により当該利用者に通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラストの利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) イラストの利用にあたっては、利用許諾(第7条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた内容に限ること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を第三者へ譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 第5条の規定により利用許諾を受けた者は、著作権者の表示及び利用許諾番号(「©2018tenryuubranding」)を、利用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等(以下「利用対象物等」という。)に必ず明示すること。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (6) 第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (7) 当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、委員長が別に指示する。
- (8) 委員長が行う売上調査その他の照会に応じること。
- (9) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第9条 イラストの利用料については、無料とする。

(利用許諾の取消し)

第10条 委員長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾（第7条の規定による利用許諾の変更があった場合は、その変更後のもの。）を取り消すことができる。

(1) 提出した「天竜川キャラクター「りゅっぴい」利用許諾申請書(別紙様式1)」、「天竜川キャラクター「りゅっぴい」利用許諾変更申請書(別紙様式3)」の内容に虚偽のあることが判明した場合

(2) 第6条第1項の各号のいずれかに該当するに至った場合

(3) 第8条の遵守事項に違反した場合

(4) その他利用許諾の継続が不相当であると認められた場合

2 委員長は、前項に規定する取り消しを行った場合は、「利用取消し通知書」(別紙様式6)により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用対象物等に利用許諾取消しの日からイラストを利用することはできない。

4 委員長は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

5 委員長は、前3項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 委員長は、第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った利用許諾申請について、必要と認める期間、当該利用許諾を行わないことができる。

7 委員長は、利用許諾を受けずにイラスト等を利用した者が行う利用許諾の申請について、前項の規定を適用することができる。

8 前2項に定める委員長が必要と認める期間は、取消しの日から、委員会が事実を確認した日から起算して、最長10年間とする。

(申請等の取下げ)

第11条 第5条及び第7条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、「利用取下げ申請書」(別紙様式7)を委員長へ提出することで、当該申請を取下げることができる。

(利用の非独占性等)

第12条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラストを利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について委員会が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 委員会は、この規程による利用許諾の申請、利用許諾の内容に係る変更申請及びイラストの利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第14条 委員会は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、委員会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、イラストの利用に際して故意又は過失により委員会に損害を与えた場合

は、これによって生じた損害を委員会に賠償しなければならない。

4 委員長は、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第15条 委員長は、イラストの適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、委員会事務局(浜松河川国道事務所)が行う。

(業務委託)

第17条 委員長は、次の各号に規定する業務を外部に委託することができる。

(1) 第4条から第6条に規定する利用許諾に関する業務

(2) 第7条に規定する利用許諾に対する変更許諾に関する業務

(3) 第8条第8号に規定する売上調査その他の照会に関する業務

(4) 第11条に規定する申請等の取下げに関する業務

2 委員長が、前項の各号に定める業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「委員長」は「受託者」に読み替えるものとする。

(二次的著作物の収益)

第18条 利用者は、イラストを用いた二次的著作物での売上げ金が利用申請目的に使用されている証明書類を委員長が求めた場合、提出すること。証明書類は、別紙参照。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、イラスト等の利用に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(備考：連絡について)

天竜川マスコットキャラクター利用許諾申請書等について、当方より連絡をする場合があります。下記番号から、電話があった場合は、事務局(浜松河川国道事務所)からの電話ですので、連絡をとって頂けるよう、よろしくお願いします。

【事務局の連絡先】

浜松河川国道事務所 河川管理課 [TEL:053-466-0118](tel:053-466-0118)

[FAX:053-466-0122](tel:053-466-0122)

E-Mail: cbr-s854452@mlit.go.jp